

こうふ健康フェスタ会場設営・撤去等業務委託仕様書

1 業務名

こうふ健康フェスタ会場設営・撤去等業務

2 履行期間

契約締結日から2023年12月10日（日）まで

3 概要

(1) 事業名 こうふ健康フェスタ

～みんないっしょ 満面🌈青空 からだづくり～(以下「フェスタ」という。)

(2) 目的 コロナ禍において、基礎体力・基礎免疫の大切さの再認識など、市民の健康への関心は高まっているが、感染症拡大の影響により、市域全体の健康づくりが停滞しているところである。

令和5年度は、健康都市宣言より5年を迎える節目の年であることから、庁内外と連携する中で、幅広い世代が参加できる記念イベントを開催し、健康づくり活動・地域活動の再活性化を図る。

(3) 日程 2023年12月10日（日）午前10時00分～午後3時00分

(4) 場所 ふじでんスタジアム（甲府市緑が丘2-8-1 緑が丘スポーツ公園内）

(5) 入場料 無料

(6) 内容 ・キャラクターショー
・ウォーキング教室
・各種スポーツ体験
・各種健康ブース
・車両展示 など

(7) その他 会場の使用可能日時は、表1の通り

表1 会場使用可能日時（設営・撤去含む）

| 会場名 | 使用可能日時 | 想定用途 |
|-----------|-------------------------|-----------------|
| ふじでんスタジアム | 12月10日(日) 6:00～17:30 | フェスタ設営等準備・運営・撤去 |

※会場は、委託者で確保済み。

4 業務内容

「3 概要」を踏まえ、以下の業務を行うものとする。

(1) 会場設営等業務

会場に音響機材・テント等の運搬及び設営を行い、フェスタ終了後は、速やかに撤去し、清掃のうえ原状回復すること。なお、設営物については次の規格を基本とするが、設営場所に不都合が生じる場合は、委託者と協議のうえ規格を決定するものとする。

会場が陸上競技場であることから、杭等で掘削することはせず、安全管理を目的としたテント等の転倒防止については、ウエイト等の設置で対応すること。

なお、設営、撤去等は、「表1 会場使用可能日時」にすべて行うこと。

ア 3坪テント

- ・規格 W3, 600mm × D2, 700mm
- ・設営数 20張 (三方幕付)

イ 6坪テント

- ・規格 W5, 400mm × D3, 600mm
- ・設営数 5張 (四方幕付)

ウ 長机

- ・規格 W1, 800mm × D450mm (ビニールクロス付)
- ・設営数 30台

エ パイプ椅子

- ・設営数 60脚

オ 案内看板

- ・規格 自立式 (W600mm × H1, 800mm)
- ・設営数 10枚

カ 吊り看板

- ・規格 W900mm × H300mm
- ・設営数 25枚

キ 音響機材

参加者への場内アナウンス及びキャラクターショーなどのプログラムが行われることを想定し、必要な音響機材一式を揃えること。

ク 発電機

- ・規格 2.5KVA
- ・設営数 4台

(2) メインエリア企画関連

キャラクターショーの実施

キャラクターショーを実施すること。内容等については委託者と協議をすること。

5 留意事項

- (1) 業務の遂行に関しては、関係法令を遵守すること。
- (2) 委託者と十分な連携をとり、本業務を実施するにあたり、綿密な協議を行い、受託者は、委託者の了承を受けてから作業を進めるものとする。
- (3) 天災その他の不可効力により受託者に損害が生じた場合、受託者は委託者に対してその損害を請求することはできない。また、委託者・受託者の責任に抛らない天災その他不可抗力により事業が中止となった場合は、双方で協議を行う。
- (4) 本業務において受託者が取り扱う個人情報については、委託者の保有する個人情報として甲府市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月条例第35号）の適用を受けることに留意し、その適切な管理のために、必要な措置を講じること。
- (5) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (6) 本業務において発生する著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）、所有権、利用権は委託者に帰属するものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。ただし、第三者の著作物を利用する場会には、当該第三者から受託者が適切な許諾を得ておくこと。
- (7) フェスタ開催に伴い、法律上の損害責任が生じた場合には、原則委託者で加入している損害保険で対応するが、受託者の故意または過失により委託者に損害を与えた場合、その損害について委託者に対し賠償の責を負うものとする。
- (8) その他、仕様書の内容について疑義が生じた場合や不明な事項については、事前に委託者と協議のうえ決定すること。